

「扶養親族等申告書」 の提出をお忘れなく!!

国民年金

[問合せ]

岐阜南社会保険事務所

☎273・6161

国民年金、厚生年金および共済組合などの老齢年金や退職年金は、所得税法により「雑所得」として課税対象とされています。
(障害・遺族に関する年金は課税されません)

年金にかかる税金は、年金を支払う際に源泉徴収をすることになっています。
年金にかかる税金は、各種控除が受けられます。

所得税の各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」の提出が必要です。社会保険庁は、所得税の各種控除を行うために、毎年11月上旬に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)」を送付しています。

扶養親族等申告書が届きましたら、12月上旬の提出期限までに、必要事項を記入のうえ提出してください。

(提出されないと所得税の源泉徴収税額が多くなります)

前年の申告内容に変更のないかたも提出が必要です。

11月6日～12日「年金週間」

年金週間は、豊かで楽しい老後を過ごすため、1人ひとりが年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義を正しく理解し、自分自身の老後に果たす年金の役割を知る機会として、設けられています。

この機会に、身近で大切な国民年金をはじめ公的年金について是非考えてみてください。



放火に注意!

近年、火災の発生原因の第一位となっているのは放火(放火の疑いを含む)によるものです。

置しないように気を付けましょう。

ゴミは朝、出す

ゴミや車両が大半ですが、皆さんの住んでいる家が狙われないとは限りません。日頃から次の事項に注意して、放火されない環境を整えることが大切です。

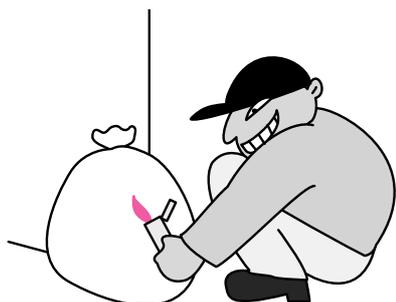
収集日の前日の夜に、ゴミを出している光景をよく見かけますが、夜放置されたゴミは放火される的となります。ゴミは決められた日の「朝」出すようにしましょう。

家の周りを明るく

放火魔は夜、人目に付かない暗い所に火を点けます。日が落ちたら、玄関などの照明を付け、家の周りを明るくして放火魔を寄せ付けないようにしましょう。

家の周りの整理・整頓

家の周りに、古新聞、ダンボールなどの燃えやすい物が乱雑に置かれていたり、放火魔の格好の的になりかねません。燃えやすい物を屋外に放



羽島郡広域連合
☎388・1195